別紙2及び別紙3を次のとおり改める。

# 収支予算の明細

「 百万円(消費税込み) ]

		新たな資産形成に係らない部分 新たな資産形成に係る部分											
	-	和たな負.	産形成に除ら/ 支出	収支差	収	新たな資産形成に係る部分 収入 支出				倩	務		
	-		~-	77,72								機構への引き渡し債務	
		料金 収入	計画 管理費	貸付料 支払い	有利子 借入金	無利子 借入金等	新設• 改築費等	修繕費等	災害復旧費	債務残高 (期首)	有利子 借入金	社会資本 借入金	無利子 借入金
2006年度	平成18年度	0	0	0	10, 434	6, 828	17, 262	0	0	39, 125	0	0	(
2007年度	平成19年度	204	170	34	2, 817	1, 761	4, 449	13	115	56, 387	21, 452	0	3, 900
2008年度	平成20年度	2, 642	1, 565	1, 077	2, 278	564	2, 739	103	0	35, 613	28, 749	0	6, 430
2009年度	平成21年度	3, 697	1, 682	2, 015	628	282	798	112	0	3, 276	112	0	(
2010年度	平成22年度	5, 423	1, 753	3, 670	992	384	1, 265	111	0	4, 074	3, 628	0	1, 822
2011年度	平成23年度	6, 664	1, 878	4, 786	124	0	0	124	0	0	124	0	(
2012年度	平成24年度	7, 090	1, 882	5, 208	123	0	0	123	0	0	123	0	(
2013年度	平成25年度	7, 237	1, 854	5, 383	123	0	0	123	0	0	123	0	(
2014年度	平成26年度	7, 312	1, 855	5, 457	123	0	0	123	0	0	123	0	(
2015年度	平成27年度	7, 414	1, 895	5, 519	165	0	0	165	0	0	165	0	(
2016年度	平成28年度	7, 438	1, 911	5, 527	217	0	0	217	0	0	217	0	(
2017年度	平成29年度	7, 481	1, 923	5, 558	220	0	0	220	0	0	220	0	(
2018年度	平成30年度	9, 152	1, 944	7, 208	236	0	0	236	0	0	236	0	(
2019年度	平成31年度	9, 261	1, 985	7, 276	238	0	0	238	0	0	238	0	(
2020年度	平成32年度	9, 319	2, 001	7, 318	242	0	0	242	0	0	242	0	(
2021年度	平成33年度	9, 309	2, 016	7, 293	246	0	0	246	0	0	246	0	(
2022年度	平成34年度	9, 300	2, 034	7, 266	250	0	0	250	0	0	250	0	(
2023年度	平成35年度	9, 316	2, 048	7, 268	255	0	0	255	0	0	255	0	(
2024年度	平成36年度	9, 282	2, 061	7, 221	258	0	0	258	0	0	258	0	(
2025年度	平成37年度	9, 272	2, 075	7, 197	259	0	0	259	0	0	259	0	(
2026年度	平成38年度	9, 263	2, 071	7, 192	409	0	0	409	0	0	409	0	(
2027年度	平成39年度	9, 279	1, 972	7, 307	441	0	0	441	0	0	441	0	(
2028年度	平成40年度	9, 244	1, 975	7, 269	444	0	0	444	0	0	444	0	(
2029年度	平成41年度	9, 235	1, 986	7, 249	449	0	0	449	0	0	449	0	(
2030年度	平成42年度	9, 226	1, 981	7, 245	451	0	0	451	0	0	451	0	(
2031年度	平成43年度	9, 214	1, 985	7, 229	451	0	0	451	0	0	451	0	(
2032年度	平成44年度	9, 152	1, 984	7, 168	459	0	0	459	0	0	459	0	(
2033年度	平成45年度	9, 116	1, 986	7, 130	471	0	0	471	0	0	471	0	(
2034年度	平成46年度	9, 079	1, 988	7, 091	471	0	0	471	0	0	471	0	(
2035年度	平成47年度	9, 068	1, 987	7, 081	474	0	0	474	0	0	474	0	(
2036年度	平成48年度	9, 007	1, 986	7, 021	474	0	0	474	0	0	474	0	(
2037年度	平成49年度	8, 971	1, 984	6, 987	474	0	0	474	0	0	474	0	(
2038年度	平成50年度	8, 935	1, 985	6, 950	474	0	0	474	0	0	474	0	(
2039年度	平成51年度	8, 924	1, 985	6, 939	474	0	0	474	0	0	474	0	(
2040年度	平成52年度	8, 864	1, 983	6, 881	474	0	0		0	0	474		(
2041年度	平成53年度	8, 828	1, 983	6, 845	474	0	0	474	0	0	474	0	(
2042年度	平成54年度	8, 793	1, 983	6, 810	474	0	0	474	0		474		(
2043年度	平成55年度	8, 782	1, 983	6, 799	474	0	0		0	0	474		(
2044年度	平成56年度	8, 723	1, 981	6, 742	474	0	0		0		474		(
2045年度	平成57年度	8, 688	1, 980	6, 708	474	0	0	474	0	0	474	0	(
2046年度	平成58年度	8, 653	1, 980	6, 673	474	0	0	474	0	0	474		(
2047年度	平成59年度	8, 642	1, 980	6, 662	474	0			0	0	474		(
2047年度	平成60年度	8, 584	1, 930	6, 605	474	0			0	0	474		(
2049年度	平成61年度	8, 550	1, 979	6, 571	474	0	0		0	0	474	0	(
2050年度	平成61年度	4, 256	1, 607	2, 649	384	0	0	384	0	0	384	0	(
		355, 889	83, 805	272, 084	31, 766			14, 958	115	٩	68, 560	0	
青	il .	ათე, გგე	o3, 805	212, 084	31, /00	9, 819	20, 513	14, 958	115		08, 560	l 0	12, 152

<sup>(</sup>注1) 新たな資産形成に係る部分の支出には、建設期間中に係る一般管理費及び利息が含まれる。 口

別紙3 [1] 1 (1) を次のように改める。

(1) 阪神高速道路における京都線(本文記1高速道路の路線名①及び②の路線をいう。以下同じ。)の通常料金の額は、それぞれ1回の通行につき、次のとおりとする。

普通車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車、普通自動車で乗車定員が29人以下のもののうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のものをいう。以下同じ。)

450円

大型車(車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車(道路運送車両法に規定する大型特殊自動車をいう。)をいう。以下同じ。)

900円

別紙3[1]1(2)中「(平成17年10月1日)第2条」を「(平成20年12月1日。以下「利用規程」という。)第3条」に改める。

別紙3〔1〕2(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) 一般向けマイレージポイントサービスについては、以下のとおりとする。
  - ① 割引を適用する自動車

ETC車のうち、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード(阪神高速道路株式会社(以下「会社」という。)が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

なお、上記にいう「ETCクレジットカード」は、会社との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は、六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与を受けたETCカードをいう(以下同じ。)。

② 割引率

イ ポイントの付与

一のETCクレジットカード又はETCパーソナルカードごとにETCシステムを利用して無線通信により徴収する一通行ごとの料金の額及び料金の額の1ヵ月の合計額(平成18年3月31日付け阪高計画第84号で申請し、同日付けで許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」のうち本文記1高速道路の路線名中①から®の路線(ただし、同別紙3記〔1〕1(3)の区間のみを通行する自動車を除く。以下「阪神圏」という。)における月間利用額と合算して計算する。)に応じて、100円につき下表のとおりポイントを付与する。

	加算ポイント	
基本ポイント	月間利用額区分	ポイント付与
	月 间利用银色为	(100 円につき)
済存がし	10,000 円以下の部分	0 ポイント
<ul><li>一通行ごと</li><li>100 円につき</li></ul>	10,000 円超~35,000 円以下の部分	3 ポイント
3ポイント	35,000 円超~70,000 円以下の部分	5 ポイント
2 4/1 / 1	70,000 円を超える部分	10 ポイント

# ロ ポイントによる割引

一のETCクレジットカード又はETCパーソナルカードごとに付与されたポイントの累積数が100ポイント以上の場合に、100ポイントを100円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

#### ハ 弾力的なポイントの付与及び割引

記イ及び記口に定めるほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)への貸付料の支払いに支障のない範囲で付与されるポイント又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

## (2) 事業者向け大口・多頻度割引については、以下のとおりとする。

### ① 割引を適用する自動車

ETC車のうち、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「三会社」という。)が別に定める約款(以下「利用約款」という。)により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた、利用規程第3条第1号に規定する車載器(以下「車載器」という。)を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたETCカード(以下「ETCコーポレートカード」という。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

### ② 割引率

#### イ 車両単位割引

一のETCコーポレートカードごとにETCシステムを利用して無線通信により 徴収する料金の額の1ヵ月の合計額(阪神圏における月間利用額と合算して計算する。)に応じて、下表のとおり割引率を適用する。

月間利用額区分	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円超~10,000 円以下の部分	3%
10,000 円超~35,000 円以下の部分	6%
35,000 円超~70,000 円以下の部分	8%
70,000 円を超える部分	13%

#### ロ 契約単位割引

記①に定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計額(阪神圏における月間利用額と合算して計算する。以下同じ。)が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1

台当たりの月間平均利用額が5,000円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計額に対し、5%の割引率を適用する。

### ハ 弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記イに定める表を変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

別紙3〔1〕2(3)①中「(ETCシステム利用規程第2条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。)」を削る。

別紙3〔1〕2 (4) ①中「、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード」を削り、②中「料金の」を削り、「パーセント」を「%」に改める。

別紙3〔1〕2(5)②中「パーセント」を「%」に改める。

別紙3〔1〕2(6)を次のように改める。

- (6) ETC単路線割引については、以下のとおりとする。
  - ① 割引を適用する自動車 ETC車(ただし、京都線のうち、別紙1-1又は別紙1-3に定める区間のみを通行する場合に限る。)
  - ② 割引額

普通車 100円

大型車 200円

別紙3〔1〕2 (7)②中「割引率は50パーセント以下とし、個々の企画ごとに割引率を設定する。」を「個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率を適宜設定する。」に、(8)②中「割引率」を「割引率等」に、③中「適用」を「実施」に改め、(9)③を次のように改める。

③ 一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け大口・多頻度割引、ETC前納割引、時間帯割引及びETC単路線割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

#### イ 重複適用の有無

	マイレージ			$\circ \cdots$	重複適用あり
大口・多頻度	×	大口・多頻度		× · · ·	重複適用なし
前納	×	×	前納		
時間帯	0	0	0	時間帯	
単路線	0	0	0	0	単路線

注)「マイレージ」は一般向けマイレージポイントサービス、「大口・多頻度」は事業者向け大口・多頻度割引、「前納」はETC前納割引、「時間帯」は時間帯割引、「単路線」はETC単路線割引をそれぞれ指すものとする。

### ロ 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	ETC単路線割引
2	時間帯割引
3	一般向けマイレージポイントサービス、事業者向 け大口・多頻度割引又はETC前納割引

別紙3 [1] 2 (9) を (10) とし、(8) を (9) とし、(7) を (8) とし、(6) の次に次を加える。

- (7) 時間帯割引については、以下のとおりとする。
  - ① 割引を適用する自動車 ETC車
  - ② 割引額
    - イ 区分及び時間帯に応じた割引

下表に定める区分及び時間帯に通行する場合に同表の割引額を適用する。

- (イ) 平成 2 1 年 4 月 1 日から別紙 1 1 と別紙 1 3 に定める区間とが別紙 1 2 に定める区間によって接続するまでの間における割引額
  - イ)別紙1-1に定める区間又は別紙1-3に定める区間のみ通行する場合

区分	時間帯	割引額		
<u></u>	时间帘	普通車	大型車	
平日	6:00 以後~9:00 前		200 円	
(月曜日~金曜日)	17:00 以後~20:00 前	100 円		
土曜日・日曜日・祝日	0:00以後~24:00前	20013	, _ ,	

- (注) 祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日及び会社が別に定める日とし、平日(月曜日~金曜日)は、祝日以外の日とする(以下同じ。)。
- ロ) イ) に定める通行以外の通行の場合

区分	時間帯	割引額		
<b>卢</b> 刀	村间布	普通車	大型車	
平日	6:00 以後~9:00 前		400 円	
(月曜日~金曜日)	17:00以後~20:00前	200 円		
土曜日・日曜日・祝日	0:00以後~24:00前			

#### イ) 別紙1-1に定める区間のみ通行する場合

区分	時間帯	割引額		
<u></u>	时间带	普通車	大型車	
平日	6:00 以後~9:00 前			
(月曜日~金曜日)	17:00 以後~20:00 前	200 円	400 円	
土曜日・日曜日・祝日	0:00以後~24:00前			

#### ロ) イ) に定める通行以外の通行の場合

区分	時間帯	割引額		
<b>卢</b> 刀	时间布	普通車	大型車	
平日	6:00 以後~9:00 前			
(月曜日~金曜日)	17:00 以後~20:00 前	150 円	300 円	
土曜日・日曜日・祝日	0:00以後~24:00前			

#### ロ弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記イに定める表の変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

別紙3 [2]中「この申請に係る路線又は区間が供用された日から」を「平成20年1月19日から平成62年9月30日までとする。ただし、平成20年1月19日において未供用の路線又は区間については、供用開始の日から」に改める。

別紙3〔3〕2を次のように改める。

# 2 実施期日等

- (1) 記〔1〕に掲げる事項は平成21年4月1日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。
- (2) 記〔1〕 2 (6) に掲げる事項については、別紙1-1 と別紙1-3 に定める区間とが別紙1-2 に定める区間によって接続するまでの間実施する。
- (3) 平成21年度における会社が別に定める日までの間においては、記〔1〕2(1)②口に定める割引の適用については、ポイントの累積数が500ポイント以上の場合にのみ適用するものとする。
- (4) 京都線供用後の社会経済情勢、周辺道路ネットワークの整備状況、利用交通量の実態等を踏まえ、本事業許可に関わる料金の額等の算定の基礎となった事項が著しく変動したと認められる場合は、料金の額等について改めて検討し、見直しを行うものとする。